

一般財団法人船員保険会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整える。

〈対策〉 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容の見直し及び育児休業後における現職又は現職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しを継続する。

目標2 男性職員の育児休業取得について周知を図る。

〈対策〉 男性職員も育児休業取得ができることを浸透させるための情報発信を引き続き実施し、男性職員の育児休業についての理解を深めていくことを推進する。